しての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）（入札説明書参照。）

② 建築物において、照明器具を含む電灯設備を更新又は新設により設置した工事で、工事対象延べ面積1,500㎡以上であること。

⑹ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。なお、複数の技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とすることを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

① １級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

② 平成13年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸②の基準を満たす電気設備工事㈱で元請としての経験を有する者であること（当該経験が平成13年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む）長、営繕事務所（営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は経験として認めない。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。）（入札説明書参照）ただし、建築一式工事における工事経験は含まない。

㈱ 「電灯設備工事」、「電気設備（電力）工事」、その他発注者が電気設備工事と同等と認めるものを含む。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある（入札説明書参照。）

⑺ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻ 大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、平成25年10月１日から平成27年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること（入札説明書参照。）。

⑼ 上記１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者）でないこと（入札説明書参照。）。

⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿ 提出された技術提案が適正であること。

３ 総合評価に関する事項

⑴ 評価項目

① 施工体制

② 「電力設備の機器の取付け及び接続における施工品質の向上に関する取組」に係る具体的な技術提案

③ 「電力設備の電線及びケーブルの敷設における施工品質の向上に関する取組」に係る具体的な技術提案

⑵ 総合評価の方法

① 標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照。）

③ 評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

⑶ 落札方法

① 入札参加者は、次の㋐、㋑及び㋒の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

㋑ 提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

② 上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４ 入札手続等

⑴ 担当部局　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２（中央合同庁舎第２号館13階）国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課　契約第二係　電話03―5253―8111（内23―155）ファクシミリ03―5253―1541

⑵ 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成28年８月22日から平成28年11月４日まで（土曜日、日曜日及び祝日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。））なお、入札に必要な図面等については貸与とするので入札説明書参照のこと。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、下記①の期間内に、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を４⑴担当部局に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、４⑴担当部局へその旨連絡すること。持参による場合は、４⑴担当部局に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

① 交付期間　平成28年８月22日から平成28年11月４日の間（休日等を除く。）の９時30分から17時00分まで。

⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成28年８月22日から平成28年９月20日の間（休日等を除く。）の９時00分から17時00分まで。電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、４⑴に持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。持参の場合の受付時間は９時30分から17時00分までとする。

⑷ 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成28年10月11日から平成28年11月４日の間（休日等を除く。）の９時30分から17時00分まで。ただし、平成28年11月４日は13時00分までとする。

提出先　４⑴に同じ。

提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。